

(第一類 第十二号)

第五十一回国会 建設委員会

議録 第十五号

(三八九)

昭和四十一年四月一日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長代理理事 丹羽喬四郎君

理事 井原 崇高君 理事 嶋藏君 理事 岡本 隆一君

理事 松澤 嶋藏君 理事 川村 繼義君 理事 下平 正一君

理事 逢澤 寛君 理事 森山 欽司君 理事 木部 佳昭君

大倉 三郎君 服部 安司君 渡辺 栄一君 石田 有全君 三木 喜夫君

森山 欽司君 木部 佳昭君 渡辺 栄一君 木谷 正吉君 井谷 正吉君

森山 幸雄君 木谷 正吉君 金丸 德重君 金丸 德重君

稻村左近四郎君 木谷 正吉君 山下 葵二君 山下 葵二君

出席國務大臣

建設大臣 濱戸山三男君

出席政府委員

建設政務次官 谷垣 専一君

三月三十日

委員経富接人君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。四月一日  
委員三木喜夫君辞任につき、その補欠として和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

参考人出頭要求に関する件

同日  
委員和田博雄君辞任につき、その補欠として三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)

第四条 削除

第五条第一項中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に、「国土開発幹線自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

第六条中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改める。

○丹羽(喬)委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長が所用のため出席できませんので、その指名により、私が委員長の職務を行ないます。

同月二十六日  
川内川下流の洪水時ににおける堤内地灌水排除に関する請願(池田清志君紹介)(第二二三六号)  
川内川上流の改修工事促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二二三七号)  
(池田清志君紹介)(第二二三八号)  
九州縦貫高速自動車道南九州区間の早期建設に関する請願(池田清志君紹介)(第二二三九号)  
国道三号線銚陵下地区拡張工事促進等に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四〇号)

国道二六八号線改良等に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四一号)  
建設業法の改正反対等に関する請願(林百郎君紹介)(第二二八四号)  
國外一件(村山喜一君紹介)(第二二七四号)  
建設機械貸与業の育成に関する請願(藤枝泉介君紹介)(第二二五号)  
公管住宅法の改正反対に關する請願(金丸徳重君紹介)(第二二七三号)  
君紹介)(第二二七三号)は本委員会に付託された。

第三条及び第四条を次のように改める。  
第一条中「高速自動車交通網」を「全国的な高速公路網」とし、「縦貫する」を「縦貫し、又は横断する」に改める。

第五条第一項中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号中「及びその融通のあつせん」号とし、同条第三号中「及びその融通のあつせん」号を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第五号とする。

参考人出頭要求に関する件

第五条第一項中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第五号とする。

参考人出頭要求に関する件

第五条第一項中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「国土開発幹線自動車道」を「國土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第五号とする。

別表

路線名	起 点	終 点	主たる経過地
北海道縦貫自動車道	函館市	稚内市	札幌市附近 旭川市附近
北海道横断自動車道	釧路市	北見市	札幌市附近 札幌市附近
東北縦貫自動車道	小樽市	北見市	夕張市附近
東北横断自動車道	青森市	青森市	弘前市附近
関越自動車道	東京都	東京都	宇都宮市
常磐自動車道	仙台市	仙台市	仙台市
東関東自動車道	平潟市	新潟市	会津若松市附近
木更津線	鹿島線	新潟線	川越市附近 本庄
木更津線	東京都	新潟市	前橋市附近
木更津線	茨城県鹿島	新潟市	高崎市附近 長野
木更津線	柏市附近	柏市附近	土浦市附近
木更津線	千葉市附近	木更津市	水戸市附近
中央自動車道	東京都	東京都	東京都
長野線	長野市	長野市	西宮市
東海自動車道	東京都	富士吉田市	富士吉田市
名古屋線	新潟市	滋賀県坂田	神奈川県津久井郡相模湖町
伊勢線	一宮市	小牧市	相模湖町 大月市
和歌山線	名古屋市	長野市	飯田市 中津川市
舞鶴線	吹田市	横浜市	大津市 京都市
大阪線	三田市附近	古屋市	敦賀市
近畿自動車道	福知山市附近	浜松市	富山市 金沢市 福井
東海北陸自動車道	津市附近	豊橋市	岐阜県大野郡莊川村附近

中国縦貫自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡淹野町 津山市
山陽自動車道	吹田市	山口市	島根県鹿足郡六日市町附近 山口市
四国縦貫自動車道	岡山米子線	岡山市境	神戸市附近 姫路市附近 岡山市附近
四国横断自動車道	高松市	大洲市	広島市附近 岩国市附近
九州縦貫自動車道	鹿児島線	北九州市	岡山県三好郡池田町附近 松山市附近
九州横断自動車道	宮崎線	長崎市	伊予三島市附近 高知市附近
九州横断自動車道	北九州市	鹿児島市	福岡市 烏栖市 熊本市 小林市附近
九州横断自動車道	大分市	宮崎市	佐賀市附近 烏栖市・久留米市附近
九州横断自動車道	日田市	日田市	日田市附近

附則

(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して一月をこ

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関係法律の廃止)

次に掲げる法律は、廃止する。

一 東海道幹線自動車道建設法(昭和三十五年法律第百二十九号)

二 関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第一百五十八号)

三 東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第百三十一号)

四 九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九十二号)

五 中国横断自動車道建設法(昭和四十年法律第三百三十二号)

(経過措置)

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土開発総幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により国土開発総幹線自動車道建設審議会の委員である者は、この法律による改正後の国土開発幹線自動車道建設法第十三項第九号から第十一号まで

の規定による国土開発幹線自動車道建設審議会の委員となるものとみなし、同項第十一号に掲げる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が国土開発総幹線自動車道建設審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表道路審議会の項中「国土開

發総幹線自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中國土開発総幹線自動車道建設審議会の項を次のように改める。

国土開発幹線自動車道建設法(昭和二十二年法律第六十号)及び(昭和三十二年法律第六十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

6 (道路法の一部改正)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部

を次のように改正する。

第七十九条第一項中「国土開発幹線自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）  
7 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第二百二十九号）第五条に規定する整備計画」を削る。（高速自動車国道法の一項改正）

第二条の二中「又は東海道幹線自動車国道法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「国土開発幹線自動車道」を

「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条第一項」を「国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とする。」

第三条第一項中「国土開発幹線自動車道、東海道幹線自動車道建設法（昭和三十五年法律第一百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車道、関越自動車道、東北陸自動車道、九州横断自動車道及び中国横断自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

第四条第一項第一号中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、同条第二項及び第三項中「第一号又は第三号から第七号まで」を削る。

第五条第一項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を「前条第一項の規定により」に改め、同条第二項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、

「国土開発幹線自動車道建設法」を「国土開発幹線自動車道建設法」に改め、「関越自動車道に係るため、新たに国土開発幹線自動車道の予定路線を定めた法律案を提出すること」といたした次

るものについては、國越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、東

海北陸自動車道に係るものについては、東海北

陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、九州横断自動車道建設法第三

条第一項の規定により決定された基本計画に、中國横断自動車道に係るものについては、中國

横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を削る。

第七条第一項中「又は東海道幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を削る。

第十一條第二項中「又は東海道幹線自動車道建設法第五条の規定により定められた整備計画を削る。

第二十三条第一項中「又は東海道幹線自動車道建設法」を削る。

（東海道幹線自動車道建設法の廃止及び高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置）

9 附則第二項の規定による廢止前の東海道幹線自動車国道建設法第三条第一項の規定により指定された路線については、前項の規定による改正後の高速自動車道第四条第三項の規定にかかるわらず、国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経ないで、同条第一項第一号の規定に基づく政令で、從前の路線をそのまま同号の路線として指定することができる。

10 附則第二項の規定による廢止前の東海道幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改正後の高速自動車道第五条第一項の規定による改正後、新たに国土開発幹線自動車道建設法に規定するための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにして、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとしたいたした

ものとします。この法律案の要旨について申し上げます。

○谷垣政府委員 ただいま議題になりました国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

國民経済の均衡ある发展を期し、国土の普遍的開発をはかるためには、その基盤となる交通輸送施設の整備拡充、とりわけ近代的な高速自動車道網の全国的な整備が必要であることは、多言を要しないところであります。

政府におきましては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合を削る。

国道建設法第二項中「又は東海道幹線自動車道建設法第五条の規定により定められた整備計画を削る。

第十一條第二項中「又は東海道幹線自動車道建設法第五条の規定により定められた整備計画を削る。

第二十三条第一項中「又は東海道幹線自動車道建設法」を削る。

（東海道幹線自動車道建設法の廃止及び高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置）

9 附則第二項の規定による廢止前の東海道幹線自動車国道建設法第三条第一項の規定により指定された路線については、前項の規定による改正後の高速自動車道第四条第三項の規定に

かかわらず、国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経ないで、同条第一項第一号の規定に基づく政令で、從前の路線をそのまま同号の路線として指定することができる。

10 附則第二項の規定による廢止前の東海道幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改正後の高速自動車道第五条第一項の規定による改正後、新たに国土開発幹線自動車道建設法に規定するための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにして、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとしたいたした

ものとします。井谷正吉君。

○丹羽（喬）委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

○丹羽（喬）委員長代理 この際、本案審査のため、本日、日本道路公団副総裁佐藤寛政君を参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御承知のよう、高速自動車道路の路線につきましては、現在国土開発幹線自動車道建設法をはじめとして六つの法律で定められていますが、われが国民経済の今後の発展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは全国的に見て必ずしも十分ではなく、また、これら路線相互の有機的な結びつきも十分でないうらみがあります。

このようないみがあるから、政府としては、かねてから進めてまいりました高速自動車道路網設定のための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにして、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとしたいたした

と思います。

今回提案されましたこの国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案、これは道路公团

第 1 頁 第 1 頁

と非常に関係が深いと思います。それで、大臣がおいでになつてから質問をいたしたいと思ったのであります。さような事情でございますから、公団のほうに先にお伺いをいたしたい。

縦貫道路を審議いたします上において一番伺いたいのは、この高速道で最初おやりになりました名神が現在どういう状態になつておるかということを承りたいであります。といふのは、巷間伝いのものが予定された数量、あるいはそれ以上にあるのであります。しかし、収入の面においてはあります。そこで差ができておるといふと、あるいはまた、部分的には非常に利用しておるけれども、全体的には利用度が落ちておるというふうなこと、いろいろそういうことを承つておられます。これを始めになりましたときから、あるいはこれに要する総体的な費用、また世界銀行等からも借り入れがあつたと聞いておりますが、そういうような財源の面においても私十分に承知しておりませんので、御説明をいただきたいと思います。

○佐藤参考人 御質問の要点かと存ぜられます。名神高速道路の開通後の特に営業状況について、まず御説明を申し上げます。

御承知のように、名神高速道路は建設が進みますにつれまして段階的に供用開始をいたしまし、いままで、計画全体ができ上がりまして、交通量の開始をいたしましたのは昨年の七月でござります。昨年七月以来の統計を調べてみると、西宮から小牧までの交通量全線を平均いたしまして、計算した数字は七千九百六十一台といふことです。計算した数字は七千九百六十一台といふことに相なっております。これは当初の計画から見ますと七五・一%、それから収入でございますが、収入のほうも、交通量がそなつうやうな状況でござりますから予定まで遅しておらず、予定と比較いたしますと六四%ぐらに計算の結果は相なつておる。これが実情でございます。

しかし、名神全線を少し碎いて考えますと、御質問の中にもございましたが、当初一番先に開通

いたしました尼崎一栗東、大体におきまして栗東から西のほうでございます。栗東から西につきましては、交通量におきましても、また、したがつてその収入におきまして、区間的に見ますと計画より相当上回つておる。京都東と大津の間のごときは計画に対して一四九%というふうに上回つておる。京都南と京都東の間もしかりでござります。栗東から西に対しましては相当成績がいいと申すことができるかと思います。この栗東から東のほうに参りますと、これは計画と比べますと予定どおりいつおりませんので、全線で申し上げますと先ほどのよなな状況に相なつておるわけでございます。

ただ、しかし、統計数字を申し上げますとそういうことでございますが、私どもとしてどう考えているかといふことを若干説明させていただきまと、先ほども申しましたように名神、名古屋と京阪神といふこの大きな経済的な中心が結ばれたのは昨年の七月でございまして、今日まで半年とちょっととたつてあるといふことで、まだ時間が非常に短いといふことが一つ。したがいまして、一般の有料道路でもそういうことはもうほとんど至るところに見られるのでございますが、有料道路におきましては、供用開始が始まりましてしばらくの間はどうしても、理屈ではそうであつても、実際の交通量はなかなか予定どおりにはいかない。これはいろいろ考えられます。やはり道路といふものは無料開放の道路がたてまつてあり、大部分がそうであつても、特別な道路であるにしろ、料金を払うといふことに対する一つの感じの問題、そういう感じになれるまではしばらくの間は、理屈の上ではそうであつても、予定どおりにはいかないといふような事情もあるのじやないだろか。一般の有料道路でもそういう傾向がござります。そういうあらわれもこの名神の上に出ているのじやないだろか。

それからもう一つ、特に名神の場合高速道路をほんとうに利用する、ほんとうに効果をあげるといふ場合には必ずしも長い距離ではなく

阪神地区と中部地区を結んでおるのではございませんが、現在のところではそういうこともある。これはほんの一例でござりますが、そういうふれから荷物の集貨所といふものがあちこちに考え方でございますと、栗東付近とか二、三のところに御計算しておりますと、栗東付近とか一、三のところに御計算しておりますと、栗東付近とか二、三のところに御計算おります。

○佐藤参考人 名神高速道路の総事業費は、精算はどういうふうにされましたが、御承知のようによろしく思ひます。それから地域によって違います。それは四十年なり五十年なり償却のめどといふのはあろうと思うのです。そういうふうに思ひますと、名神はいまの調子だつたら何年くらいで償却ができるかといふことをちょっとお答えいただきたい。

○佐藤参考人 名神高速道路の総事業費は、精算

は二百六十数億であります。当初の計画ではこれを二十五年間で——当初にかかりました経費、それに対する利息がござりますし、また管理運営費がござりますし、補修費等もござりますが、そういうものを含めまして二十五年間に一応償却するものとしたしまして、いわゆる償還計画を立てておるわけでございます。その償還計画の数字から申しますと、先ほど申しましたように、今日現在で六、七十%といふのはなはだ残念な数字になつておるわけでございますが、これを私どもはぞう暗い裏を返して申し上げれば、ちょっと中途はんぱな距離ではないかといふような感じもいたしまして、御承知のように名神の東の終点である小牧からさらに東京へ向かつて東名高速道路工事をただ

いま鋭意進めしておりますが、この東名工事が、まあ東京までつながればもちろんござりますが、

それからもう一つ、特に名神の場合高速道路をほんとうに利用する、ほんとうに効果をあげるといふ場合には必ずしも長い距離ではなく

相当まとまった距離になりますし、したがいまして、これを利用する各車両にしますと、時間節約

その他のにおいて相当の効果がある、こういうふうになつてきますと、高速道路がほんとうに実際

だく利用者側のほうの体制と申しますか、こうい

る。それから政府のほうから、預金部からいただいておりますし、産投会計からもいただいております。それから政府からいただいておる政府出資もそのほうに回つて、結局私どもとしては、そうした方々から借りましたお金の総合利子が六分になるようになります。

○井谷委員 外資の入りります場合は、電源開発で

もそれから愛知用水の場合でも非常に条件がつい

て、結局は何のことだつたかわからないと、いうようになつておる例があるのであります。

○佐藤参考人 世銀からお金を借ります際に、た

くべ、名神の場合は何か条件がございましたか。

○井谷参考人 先生御承知のように利子はそのつ

どそのつどによつて違いますし、それからその他

の返済条件も少し違いますが、三年くらい据え置

いてあと二十二年で均等償還するというよりな

大体そういう考え方で、特別の条件はついてな

い、そういうものはないというふうに私は考えて

おります。

○井谷参考人 それから先ほどのお話を聞いており

ますと、高速道は公団が道路だけつける。そろす

ると、その他のサービス施設は利用者がつくる。あ

れらうふうにとれたのですが、現在は名神、あ

の距離ならたいしたことないと思ひますが、将来

これは東名に接続する。あるいは東北に延びる

いうよくな場合に、たとえば運転手諸君がお便所

へ行かないといかぬ。そろする、うしろの車が

つかえてくるということあります。雪も、やはり

そういうよな施設もまた利用者のはうにおい

てやるのでありますか。私は、そういう施設はや

はり道路とともにやつてやるのがほんとうだと思

うのですが……。

○佐藤参考人 利用者のための便宜施設といたし

ましては、いろいろなものがござりますが、御質

問の趣旨をサービスエリアの施設といふように考

えまして事情を御説明いたしますと、名神では二

つのやり方をやつております。

当初サービスエリアのうち大津のサービスエリアを整備いたしました節は、土地等はもちろんで、レストハウス等の建物等も公団において築造いたしまして、つまり施設は全部公団で準備いたしまして、そうしてそこで食事の支度をするとか物を売るとか、そういう営業を専門の業者の方にお願いした、こういうふうなやり方でやつております。

その後進みまして、サービスエリアにも養老、吹田とございますが、ただいま御指摘のように、あれだけの交通量になりますと、やはり当初考えたごとく、吹田、多賀、養老にもそういうサービスをする施設が必要だと認めるようになりましたので、ただいまこの準備をいたしておりますのでございますが、この場合には大津のサービスエリアと違いまして、建物は公団では建てない。と申しますと、純然たる民間の施設に建物を建てさせてましましては、非常にむずかしい問題でございまして、残念ながらそのために交通を閉鎖いたしましたが、非常にむずかしい問題でございまして、それがありますような次第でございます。

そこで霧でございますが、霧に對しましては、

その後研究いたしまして、いろいろな霧の予報を

出すとか、それから、濃霧が発生いたしましたれば、

予報を出すほかに、スピード制限をするとか、私

どもにいたしますと、どんなに霧がかかるても、

通り方がそのつもりで注意していただけば、一般

サービス施設等を主たる仕事としてやります財団

法人道路施設協会というのができておりますが、

この道路施設協会にそういう建物を建てさせまし

て、そして商業は大津と同じように民間にやつて

もらら、こううたてまえをとつておるのでござ

いますが、東名におきましても、ただいまの見通

しでは、おそらくそういうやつり方で、ただいま

いまサービスエリアが予定されているところに、

レストハウスその他の給油所等が建てられるので

はないかと考えられるのでござります。

○井谷委員 それからこれは技術上の問題でござ

いませんが、たとえば新幹線ができた。そろする

雪をするとか、それから、相当積もつてしまいま

した場合にも、昨年の冬でだいぶ経験いたしま

してしまふような措置を講ずるとか、早いうちに除

雪をするとか、それから、相当積もつてしまいま

した場合、山岳地帯をいやでも通らなければいかぬ場合もありましよう。こういうよな豪雪あることは、今後高速公路を東へ西へあるいは裏日本へとこう延ばしてまいりますと、相當大きな問題があります。私どものほうでは、この雪の問題については特に研究班を組織しまして、国内のいろいろな雪の事情のみならず、海外における道路の雪の問題の扱い方等を一生懸命勉強させておる状況でござります。

○井谷委員 現在できておるのは、関ケ原を中心にして、さらにはまた大きな雪を考えてやつておられると思いますが、これが今度予定にあります北海道になり、特に北見のほうにいくといふことにあり、あるいは奥羽地方でも横断道路になつてきますと、これは想像以上の大きな問題だと思いまして、十分ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

その後研究いたしまして、いろいろな霧の予報を

出すとか、それから、濃霧が発生いたしましたれば、

予報を出すほかに、スピード制限をするとか、私

どもにいたしますと、どんなに霧がかかるても、

通り方がそのつもりで注意していただけば、一般

サービス施設等を主たる仕事としてやります財団

法人道路施設協会といふのができておりますが、

この道路施設協会にそういう建物を建てさせまし

て、そして商業は大津と同じように民間にやつて

もらら、こううたてまえをとつておるのでござ

いますが、東名におきましても、ただいまの見通

しでは、おそらくそういうやつり方で、ただいま

いまサービスエリアが予定されているところに、

レストハウスその他の給油所等が建てられるので

はないかと考えられるのでござります。

○井谷委員 それからこれは技術上の問題でござ

いませんが、たとえば新幹線ができた。そろする

雪をするとか、それから、相当積もつてしまいま

した場合にも、昨年の冬でだいぶ経験いたしま

してしまふような措置を講ずるとか、早いうちに除雪をするとか、それから、相当積もつてしまいました場合にも、昨年の冬でだいぶ経験いたしましたが、雪が降り始めたら、直ちに除雪に至る前に落かしてしまふような措置を講ずるとか、早くうちに除雪をするとか、それから、相当積もつてしまいました場合にも、昨年の冬でだいぶ経験いたしましたが、雪が降り始めたら、直ちに除雪に至る前に落かしてしまふような措置を講ずるとか、早くうちに除雪をするとか、こういう御指摘でございますが、ただいまの計画、大事業に対しましては、道路公団としては全力をあげて努力しなければならない。

ところで、ただいまの道路公団の事情でどうか、こういう御指摘でございますが、ただいまの公団の体制、規模そのままで、私は、これは大きい御計画に沿えるようなところまでいっていいのじやないだらうか。それならばどうするか。私ども、御承知のよろしく、ただいま東名高速道路をやつております。中央高速道路をやつてお

ります。このどこの現場へ行きましても、どこの工事事務所へ参りましても、たいてい五分の二から三分の一ぐらいは名神の経験を持つた者がおります。名神の経験を持つた者が各地に分散いたしまして、東名高速道路、中央高速道路の工事に当たっております。本社等の計画等におきましてもおおむね同様でござります。そういう状態でござりますので、今後東名、中央道のほうにもだんだんと進捗いたしてまいります。したがいまして、経験を持った者がだんだんとできています。

新しく学校を卒業して現場へ入った者も、三年たてば相当働いてくれるようになります。そういう職員を、今後の御計画に応じるように、種にいたしまして、そうしてまた、新しく有能な方を、建設省からもいただし、あるいはそのほかの政府の機関あるいは民間の機関から、有能な方で御協力願える方がありましたら、おいでを願うというふうに、いろいろ体制を整え、職員陣を強化いたしまして体制を整えていくならば、このお仕事に相應協力できるんじゃないかと、こう思いました。先のことを考えながらいま一生懸命やらしておる次第でございます。

○井谷委員 私の公団に対する質問は終わります。そこで、大臣にお見えになりましたけれども、ちょっと話の行きがかりですから、道路局長にひとつお願ひしたいと思います。お伺いしたいのは、私、いま申し上げました、実際第一線に働くおられる道路の技術者の問題が気になります。これは、建設大学というのがござります。これはどういいう構造でどういうふうな教育といつたらなりでございません。大学校といいう名前になつておりますが、建設省の職員のための再教育施設と考えて

おります。建設省の中堅職員あるいは実際に働いています現場職員、それの各種の研修、また委託を受けまして都道府県の職員の研修、そういうようなことはわかつておるのであります。ただいたずらにやつております。ねらいはやはりそういうところに置かれておる、かように承知いたしておられます。

○井谷委員 そうしますと、この建設大学を出た人が直ちに現場の測量に行くとか、そういうような実務に行く人を再教育するというわけでもないでございますね。

○尾之内政府委員 御承知のように、建設省の職員の中にもたくさんおりまして、大きく分けますと、事務職員、技術職員などございます。それからまた、別の見方で申しますと、行政職の「」の職員、行政職の「」の職員、こういうふうになつておられまして、それぞれやっておる仕事を分担しておるわけであります。目的によりまして新しい職務ができるように再教育する、新しい知識、技能を再教育するということもやつております。測量等は建設大学の教科内容の重要な一つになつておるわけでございます。ですから、中の職員をそういう方向に転用しようというような場合には、十分わかりでございます。ですから、中の職員をそういう機能を発揮しておると申してよいかと思つております。

○井谷委員 大臣がおいでになりましたから、お伺いをしたいと思います。

今度の御提案になりました高速幹線自動車道は、われわれ常に考えておりますように、日本の道路が非常に悪い。これをよくしていただくことに反対する理由は一つもないわけであります。ただし、心配をいたしますのは、先日も申し上げましたように、この路線の決定にあたって、とかくの世間の批評もあるし、私どももやはりそつた政治的な意味が加味されておるのではないかというふうな点もあるわけであります。さらに、あとからおるし、その辺がどうなつておるか、承りたい。

○尾之内政府委員 私の所管じゃございませんで、正確な御答弁はできないかと思いますが、建設

したといつても、これは一気にみな全部できるものではなくして、重點的におやりになるという意味から主眼であります。したがつて、そういう意味からすると、これは全く政治路線である。そういう政治を考えないで、めくらめつぱらに、ただいたずらに総花的にばつとはなやかに出るということをとこに置かれておる、かように承知いたしておられます。

○瀬戸山国務大臣 よくこういろいろ道路網などをつくりますときには、政治路線であるとかないとか、いろいろ議論があります。それは一体何を観点として政治路線であるかないかということが明確でないわけなんであります。ざつばらんに申し上げて、一つの政治目的を達成しようという意味から、まさに私は政治路線だ、こう申し上げておるのです。ただ、問題は、そういう政治目的とは何ぞやということで、本会議でも簡単に申し上げておきましたけれども、現在の道路交通事情、それから将来の日本の農業を含めての産業経済の発展の想定、及びただこれを自然のままに流さないで、道路政策によってそれを誘導する、あるいは人口の非常な偏重と申しますか、特定地域に集まって非常に社会環境が悪くなる、これをどう交通、通信その他の施設の整備によつてこれを適正な配置に誘導するか、いろいろな経済情勢の変化あるいは自然の変化をどういろいろに適正に誘導するか、いろいろなデータを考えまして、この路線をきめておるわけであります。詳細なこと

については最も良い案を出しまして、各方面の意見といふものも聞いておりますけれども、またこういう案もあるとかなんとかといふ意見があるわけであります。そういう意見も私どもは全然馬耳東風といふわけにはいかない。やはり政経とも考え方をさせてこの程度がこの機会においては最も良い案を出しますけれども、またこういう案もあるとかなんとかといふ意見があるわけであります。そういう意見も私どもは断言はできません。したがつて各種の意見が、われわれは真剣にやつておりますけれども、あるいはわれわれの考え方はずしも金科玉条ではない、神さまではありますから。ほかの各種の考え方ではあります。しかし、いま言いましたように、われわれは真剣にやつておりますけれども、あるいは私どもは断言はできない、さように私も思いますが、これが現時点においては最も良い案であります。財政経済とも考え方をさせてこの程度がこの機会においては最も良い案を出しますけれども、またこういう案もあるとかなんとかといふ意見があるわけであります。そういう意見も私どもは全然馬耳東風といふわけにはいかない。やはり

はとて思ふものは、やはりそれを適切に取り扱わなければならぬ、かような態度でありますけれども、さらに新たに出てる意見といふものも全然馬耳東風でばかにするというわけにはいかない。なるほどと思ふものは、やはりそれを適切に取り扱わなければならぬ、かような態度でありますけれども、いまの時点では私どもはこれ以上追加することには必ずしも適切でない。また必要性を感じない。将来的な検討は、世の中はいろいろ変化していく。経済情勢も変化してまいりますから、その方面から申し上げさせますが、そういうことを考えて、今度つくります道路は、私は常に妙なことを言っておりますけれども、徳川時代からある道路にへばりついておるこの現状が混乱を来たしておるのだから、新たな視点からそういう意味において全然ないところにあります。ただそういう因面が、予定路線ができます

えを現在持つておるのであります。これを直ちに

新たな路線をさらに相当数追加しなければならないなどという考えは、現在は持つておらないでござります。

○井谷委員 いまの大臣の政治路線に対する御解釈は私も同感であります。結局はこれはどこでさ

めると申しましても、これは政治の中心がきめるのですから、ただ一般で言っておるのはお話をとおりの俗説でございます。ところがそういうふうに一般に思わすこともまたあるわけであります。

というのは、卑近な例を申し上げますと、どこにうことは申しませんけれども、どうせ高速道ができるにしても二十年や三十年ではできやしない。だからそれまでお互い死んでいるかもわからない。選舉民をひっぱるにはこうやっておくのが一番いいから賛成せぬかということを私は言われたことがある。議員自身がそういうやしい気持ちでそういうことを心に思つておるから、まして周囲の人はそういうふうな解釈をしていくのもこれは当然である。これは私は議員が悪いと思う。ですから、大臣のよくなそらいうお考が一般に徹底すればいいけれども、一般ではそのとおり受け取つていいところに問題がある。第二次追加という線にはそういうところが多分に私は出でてくると思うのです。いまのお話によりまして了解はできたわけであります。一応これは申し上げておきたいと思います。

それから、この間もちょっと申し上げました  
が、私の一番心配するのは財源の問題、それから第二は用地の買収の問題でございます。私の言わんとするところはお聞きいただいたと思うのであります。今まで道路五カ年計画におきましては、ガソリン税が主体であったのは申し上げたところの状況にある。ですから、こうした大きな仕事をする場合、しかも一べんにはこれはおやりになるわけではないけれども、大蔵大臣は五回くらいたつてやることを言われておりますけれども、そういう面についてやはり私どもに安心の与えられるような財源面についての御説明をひとついただきたい。

○瀬戸山国務大臣 この前も簡単に本会議でお答

えいたしておきましたが、現在財源をどうするといろいろなことを結論的に申し上げ得る段階では、率直に申し上げて、ございません。ただ、こういう道路をつくります場合に、これは原則として有料道路でやるべきであろう、かように考へております。けれども、いままでやつております短区間の有料道路、こういう考え方では、今後いわゆる高速路線自動車網としてやります有料道路は成り立たない。これはどなたも同じであろうと思ふ。成り立つところもありますけれども、成り立たない面が、地域が多いと思います。これは申し上げるまでもなく、将来的日本の——将来といつても遠い将来のことではなく、現在を入れた、今後将来の日本の経済社会の根本的な建設をしよう、こういきわめて画期的といいますか、日本では歴史的な大事業である、意味のあるものである。またそらあらしめなければならぬ、かよう

に考えておりますので、これは通行料によってこの建設費をまかなうのだ、そういう甘い考え方でこの大事業はできない。料金制度はとりますけれども、これは問題は、産業経済に寄与し、将来の日本の発展の大きな基礎となり得る、その要件を備える程度の料金でなければ意味をなさない。これが基本だと思います。したがつて、料金もその程度の料金にして、その他の建設のうちは、そういう料金でペイするという考え方でない資金を投入しなければならぬ。言いかえますと、事務局ではいまいろいろなことを検討しておりますけれども、さつくばらんに申し上げて二三〇%ないし四〇%はやはり国費を投入する。現在一五、六年であります。そのくらいにしないと、これが有効に、先ほど申し上げましたような目標を達成する意味のある道路にはなり得ないであろう。現在の時点における考えはさようあります。したがつて、それで一方国費をどう調達するかという

ことは、これは現時点においては公債以外には私業をまかなうことはできない。これだけの決意を立てなければ、この事業は成り立たない。また、この事業が成り立たないようでは、現在のこの混亂の状態は解消しない。私は、それほど重要な意味のある道路網の政策である、かように考えておりますので、これはこの間大蔵大臣も申し上げましたように、積極的にやるべきものであるといふ態度だけ表明いたしておりますが、そういう財源構成等については、いつまでもほうつておくわけにいかないのでありますから、次の五カ年計画改定までにはその結論を出しておかなければなりません、かように考えておるわけでございます。

○井谷委員 先般も申し上げましたように、こうした大きな事業が通行料金あるいはガソリン税でありますけれども、そういうことをいつおつたのでは、これはいつまでたってもできない。

〔丹羽（喬）委員長代理退席、井原 委員長代理着席〕

あれは一つの理想ではあるけれども、この理想に近づく方法としては、一般から出します通行料金を漸次安らしていくとか、負担のかからない方法をとつていくとか、先決は道路を先にこしらえることであるから、その点は私は了解しておる。そうして国費の投入の方法がどういう方法をおとりになるかということは、これは政府におまかせすることであるから、その点は私は了解しておる。それから、その点は私は了解しておる。そこには各ブロックごとに協力会といいますか、推進会といいますか、そういうものを現につくつても全力をあげべきだということで、いろいろ各地に、各ブロックごとに協力会といいますか、推進会といいますか、そういうものを現につくつてもらつて、いろいろ御協議願つておる。やはりこの空気が大前提になると思います。しかし権利は個々に分かれておりますから、いまではそれがまだいろいろ問題が起つておる。私は第一には、やはりこういう大事業をしますときには、相当の決意を持つてやらないとできない。したがつて、これは今後の行政のあり方でありますけれども、やはりこれは、事業認定をするときには、直ちに

あらかじめ土地収用法を適用する。これをやらなければ、従来のように一つずつ話をしていくことといたような態度では解決しない。もちろん、土地の路線についてはこの時点における価格でござりますと、その価格はいろいろ評価の方法がありますから御相談でありますけれども、後に至つていろいろ変動すべきものでない、かような措置をとらなければ、これは非常なトラブルを起こす、混乱を起します。これは今後の検討事項であります。従来やつておりましたように、簡単に四車線なら四車線、ところによつて六車線というところもあると思ひますけれども、その道路敷だけの用地を確保するという以外に、別の用地を確保する方法もこれは考へる必要があるのじやないか。そうしておいて、今度は農耕地はできるだけ避けるという線を選んでらいたいと思つておりますけれども、なかなか日本の地形はそろばかりもいきません。したがつて、そういう予備的な用地も確保する、そして代替地でお話し合いをする、そういう従来の慣習のよくななり方をしておつたのでは、この大問題は解決しない。こうしたことを見ればいけない。いろいろなやり方があると思ひますけれども、この大問題は解決しない。こうしたことを見れば、やはり専門家、事務当局には検討してもらわなければいけない。いろいろなやり方があると思ひますけれども、この大問題は解決しない。こうしたことを見れば、やはり専門家、事務当局には検討してもらわなければいけない。

○井谷委員 私が申し上げるのは、その接収された土地の所有者がこれからの生計に困る、こういう者に対する対策については、お詫のように、いままでのようにこれから相談でありますけれども、後に至つていろいろ変動すべきものでない、かのような措置をとらなければ、これは非常なトラブルを起こす、混乱を起します。これは今後の検討事項であります。従来やつておりましたように、簡単に四車線なら四車線、ところによつて六車線というところもあると思ひますけれども、その道路敷だけの用地を確保するという以外に、別の用地を確保する方法もこれは考へる必要があるのじやないか。そうしておいて、今度は農耕地はできるだけ避けるという線を選んでらいたいと思つておりますけれども、なかなか日本の地形はそろばかりもいきません。したがつて、そういう予備的な用地も確保する、そして代替地でお話し合いをする、そういう従来の慣習のよくななり方をしておつたのでは、この大問題は解決しない。こうしたことを見れば、やはり専門家、事務当局には検討してもらわなければいけない。いろいろなやり方があると思ひますけれども、この大問題は解決しない。こうしたことを見れば、やはり専門家、事務当局には検討してもらわなければいけない。

○瀬戸山国務大臣 次は国道の整備でございますが、これは高速道と非常に関係がござります。私は、先般も申し上げましたように、この高速幹線の大動脈に接続する、また接続したことが地域の開発、将来のためにいい、こういふものはこの新しい五カ年計画等において国道の整備をする。これが伴つていかなればならぬと思うのです。地域におきましては、うわさされておりました紫線が入つても、これが国道と並行するようなどころが出来やせぬかといふことも考へられるのであります。でありますから、私は、そういうむだな費用を省くためにも、これはただ走れるわけではございませんから、並行した場合には、一般国道のほうを通るといふのは、経済的にも、また人間の心理的上においても、これはうなつてくるわけだから、この際、全国的な一つの国道の整備をあわせてやつていただき、そして大動脈が生きていく、こういう方法をおどりいただきたい。こういうことを先般申し上げたわけであります。ここが足らなかつたところをは、常日ごろ、青森から鹿児島までの縦貫自動車道を十年以内にやれということを申し上げてあります。前にも申し上げておると思ひますけれども、十年以内といふことはいまから勘定してちよく、うど昭和五十年ころであります。その時分になりますと、もちろんいまの一般国道は全部整備されますが、たゞ、問題は、明石一淡路の橋の問題が結論が出ないためにこの路線は三崎から徳島に横断するといったしましても、今回の御発表で最も大洲から徳島に横断はできておりますけれども、徳島からの行く先がしり切れトンボになつてゐたのだが、きのうかおとといの新聞を見ますと、千葉の研究所のほうで、これはだいじょうぶであります。これができるとするとならば、またこの構想は非常に力がついてくるわけであります。

なことではいけないので、十分なる手厚い話し合をして解決してもらいたい。さらに、ごね得であるとか、そして自然に地価が上がつてくる、こういう二つのものに対しても、私はもっと強い態度で整理をしていくべきだ。この二つに分けてやるべきだ。そうせぬと、これはいつまでたつても解決しない、ということを考へておるわけであります。大臣のお考へもその辺にあるのじやないかと推察をするわけですが、私は、ほかの人には知りませんけれども、こうした大きな問題を整理をしていく上については、今までのよくなじやいけない、ただし生計を失う、こういう者に対しても格段の配慮をしていかなければならないと思うわけです。

○井谷委員 これほどの大事業の計画でございませんが、まずは申申し上げてあります。大臣の御承認を願つて、それに即応した諸活動を今日からやるべきである。どこがどうなるかわからぬでいろいろなことをやるといふことが混亂のものであります。私はさよなら考へを持つておるわけであります。

しかし、これをどこでも一挙にやれということではございません。先ほど申し上げてありますように目標を達成するには、順を追うてどこからやるべきか、これはそら簡単でないと思いますけれども、非常に大事なことであろうと思ひます。

○井谷委員 その前にはもちろん現在の国道、あるいはこの後さらに補足すべき国道もあると思いますが、それほども、非常に大事なことであろうと思ひます。もちろんその整備がされた後にこれに着手するという意味では、やはりこれは建設省が主体になってやられることになります。私は、先般も申し上げましたように、やはりこれは建設省が主体になってやられるべきもので、道路公団とはちよっと性格が違つてあります。私は、先般も申し上げましたように、やはりこれは建設省が主体になってやられるべきもので、道路公団とはちよっと性格が違うのであります。私は、先般も申し上げましたように、やはりこれは建設省が主体になってやられるべきもので、道路公団とはちよっと性格が違うのであります。

○井谷委員 これはほどの大事業の計画でございませんが、まずは申申し上げてあります。大臣の御承認を願つて、それに即応した諸活動を今日からやるべきである。どこがどうなるかわからぬでいろいろなことをやるといふことが混亂のものであります。

○井谷委員 これがほどの大事業の計画でございませんが、まずは申申し上げてあります。大臣の御承認を願つて、それに即応した諸活動を今日からやるべきである。どこがどうなるかわからぬでいろいろなことをやるといふことが混亂のものであります。

か、伺いたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 私のほうから申し上げます。

いまお話しのよう、四国の今度の高速自動車道網は、井谷委員御承知のとおり、まあこれはよけいなことかもしれないけれども、松山から大洲までいれたのは、これは政治路線であるというふうなお話しあつと聞きました。まさに政治路線であります。これはいまお話しのとおりに、四国、九州をつなぐ、問題のフェリーポートでつなぐ必要がある。これは大動脈でありますから、松山では意味がない。大洲までやるべきであるというのがあの線を引いたゆえんであります。その先の国道の整備はまたやらなければならぬ。したがつて、四国と本土と申しますか、近畿、中国をつなぐということは当然にやらなければならぬ、そういう考え方で、従来あの調査を進めておりました。御承知のとおり、大まかに申し上げまして、路線にすれば五路線、地点にすると三地点、明石、鳴戸、岡山、香川あるいは広島、尾道を起点として愛媛に至る、こういうのが今まで十数億の金をかけて調査して、これは全く技術調査、専門家の真剣な調査を依頼して数年かかっておるわけです。これがようやく昨日その報告がありまし

た。こまかいことがもし必要であれば道路局長から申し上げますが、技術的にはいずれも橋をかけることが可能である、こういう結論の報告であります。ただ問題は、もちろん五地點になるわけでありますけれども、技術的には可能であるが、その間にいろいろ——これはまことに貴重な研究の結果だと私は思いますが、詳細にデータが出ております。その間においてもちろん甲乙があるわけであります。これはただ技術上こういうふうになりますといふだけでありますから、その工法その他資金がどのくらいかかる、材料はどうだ、それじゃどういう資金構成でやるか検討を要しますから、どこの地點をやるべきであるかと

いうことは今後相当日時を要します。そういう報告があつた、その報告を受けた、あらましの結論はそそだ、こうしたことでござります。

○井谷委員 濑戸内海の総合開発、また九州、四

國の開発、これの観點から見まして、四國から中

國あるいは近畿に橋の一本や三本かかつてもいい

のです。ただこういう國力でございますから、資金の面において一べんにそういうことが望めぬことはわかつております。ただ問題は、九州、四國の総合開発、そして近畿の接続ということになると、これはどうしても明石、淡路になつてくる。私は愛媛県でござりますが、今治から尾道の線、これは最も重要でございます。しかしこれを上げまして、尾道から今度神戸あるいは大阪へいく。

これは途中から向こうへまたがるわけであります。しかもこの路線は、広島県、大分県、愛媛県は中國と四國の開発に結んだ線であります。こういう意味合いでせひこれはやらなければならぬ。ただ九州、四国と近畿の直結した一大動脈というものは、できればこれは私は正しいと思うのであります。ですから、これは私個人の考えでありますけれども、そういう気持ちを持っておるということを御参考までに申し上げたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 関連質問。

ただいまいわゆる中國と四国に関連する架橋の問題についてお話をありました。これは非常に複雑多岐の問題であります。やはりその地区の住民の考え方をもつてすると、必ずしも前者のお話をしたことなつたことが全國的共通のものとは考えられません。そこでこれは御意見として私も採承するのであります。そこでこれは御意見として私も採承するのであります。岡山県、香川県地方の者は異なることがあります。私もここに列席しておりませんのならこれはわかりませんが、いま前者のお話を拝承しまして、ちょっとそれは黙つておるわけにはいきませんから、あえて一言申し上げます。

○岡本委員 ただいま井谷委員の質問を聞いておられますと、幹線自動車道が建設されましても、国道が整備されないと、結局道路交通といふものは相も変わらない交通戦争が起ころのであります。

たとえて言えば、道路を抜きにして羽田—伊丹間

を飛行機で飛んでも、結局飛行機をおりてから京

都なり大津なりまで行くのに時間がかかる。それ

と同じことが、また今度幹線道路ができまして

いたしました第三京浜道路は、六車線のりっぱな

高速道路の規格を持っていますが、この計画網

の中には入っておりません。そういうものがほかにもたくさんあるわけでございます。したがいまして、私どもは、都市周辺におきましては、そ

ういう交通難の直接緩和のための道路網といふものを当然整備しなければならぬと思つておりますから、この網の中には入れなかつたということです。

さて、そこには名神が、また第二

阪和もできるということも聞いております。しかしながら国道二十四号線がいま非常にひどい交通

難の状態になつてしまつてあります。こういふ

うな地域の一般国道の整備をやはり同時並行的にやつていただかないと、結局局所的な交通難といふものはいつまでも残ることになつてしまふと思

うのです。したがつて、私は、この機会に、二十

四号線の整備計画を建設省はどのように立てておられるのか、これをひとつはつきり、年次計画と

いうふうな形でもありますから、何年度にはどの程度か、それから何年まではどの程度か、五ヵ年計画で一応完了できるのかどうか、あるいは延びるときは何年延びるのか、その辺のところもこの機会にはつきりさせておいていただきたいと思

うのです。

○尾之内政府委員 一般論として申し上げますと、今回御提案いたしておられます七千六百キロの

中には、主として都市周辺の交通難を直接緩和す

るという路線は入つておらぬと言つたまうが適当

かと思います。と申しますのは、総貫道法を改正

して提案いたしておりますが、総貫道法の精神と

しておるのですが、現実のた

とえば二十四号の将来の姿といふものは解決すべ

きであろう。もちろん、現時点において陥路に

なつておりますところの個所については、たとえ

ば奈良の人口の奈良バイパスであるとかそういう

ものは、新しい自動車専用道路的な構想でやりた

いと思っておるのであります。いすれそういう

ものをつけなさいまして、いま申し上げましたような

もので補わなければならぬと思つております。ど

この地點においてそれがつながるかといふこと

は、新しい五ヵ年計画の際に具体的に私ども積み

上げてみたいと思っております。いまの段階では

そういう詳細申し上げるようなお話をございませんが、もちろんそういう考え方でこういう網を補つて進めたいと考えております。

○岡本委員 さらに具体的な問題をお尋ねいたしたいと思いますのですが、国道二十四号線が奈良から北上してまいりまして、最上で行き詰まつておるのは御承知のとおりです。それの改良計画を立てまして、新しくできる二十四号線から現在の二十四号線にインクラインで合するというところまでいま工事が進められております。それをさらに竹田街道に結ぶ、こういうことになつております。その竹田街道に結ぶものは、本年度はどの程度までといふか、用地買収だけでは終わるのか、あるいはまた、さらにそれを進めて、工事にまで四十一年度に入つていくのかどうかといふことが一

点でございます。

その次に、竹田街道に二十四号線が結びつきますと、御承知のとおり、竹田街道はいま京都市電の路面電車が走つております。現在ですら交通量が比較的多いところで、路面電車と自動車とが正面衝突をしておらず、片側のほうが自動車用にあけられておるわけです。非常に危険なところでございまして、從来とも路面電車と自動車とが正面衝突をしたといふような事故もございましたが、非常に危険な道路になつておりますが、二十四号線がいまの竹田街道に結びつきましたら、これは国道と国道とは結ばれるのは原則でございますから、私は、国道一号線までつながるまでの間の竹田街道は、ずっと現在は京都の都市計画道路でございますが、それは当然国道として編入されるものだ、このように理解いたしております。そうすると、編入された竹田街道は、当然国道として改良されなければならないと思うのでございますが、それについての具体的な計画が現在立つておりますね、その内容を承りたいと思います。

○屋之内政府委員 御承知のように、現在の二十四号線の改良の方法として、これはいまお話しのように、竹田街道にとりあえずおろす。おろして、その交通のネットを解消するということを第一義的

に考えております。したがいまして、陸橋を渡りまして竹田街道までおろすということは、私どもいたしましては、あらゆる条件を排除しまして、とりあえずおろすということに重点を置いております。予算的にもそういうことで使えるだけ使うという姿勢であります。それから二十四号を立てましても、新しくできる二十四号線から現在の二十四号線にインクラインで合するといふところまでいま工事が進められております。それをさらに竹田街道に結ぶ、こういうことになつております。その竹田街道に結ぶものは、本年度はどの程度までといふか、用地買収だけでは終わるのか、あるいはまた、さらにそれを進めて、工事にまで四十一年度に入つていくのかどうかといふことが一

点でございます。

○岡本委員 それでは段階的な処理方式として、現在の二十四号線をとりあえず竹田街道に結びつけたままながら、竹田街道に結びつきました後で近代化を考えるかということは、なお研究の余地はあるだろう。そういうことを申し上げておきます。

○岡本委員 それでは段階的な処理方式として、現在の二十四号線をとりあえず竹田街道に結びつけたままながら、竹田街道に結びつきました後で近代化を考えるかということは、なお研究の余地はあるだろう。そういうことを申し上げておきます。

○尾之内政府委員 電車は軌道になつておりますから、軌道の道路占用になつておりますたまえかりますと、電車を撤廃するという問題には、道路管理者がそれを補償するということはございません。ですから、占用しているものが撤廃されると、現実には自分で始末するというたまえになつておるわけであります。しかし、その前に、まず撤廃できるかどうかという問題が一つある。それから、撤廃したあと、いまお話ししたようにトロバスにするか——京都はトロバスがどうかといふ問題は残るわけでござりますか。どちらかといふ問題は残るわけでござりますが、それは自動車専用的なものを別途考へるべきではないか、むしろそのほうの問題が起つてくるのじゃないかと思ひますので、その竹田街道を最終的にどういう姿まで持つていくかといふ問題と近代化というものを並行して、どの程度やるべきかといふことをあわせまして、竹田街道の処理といふものはいくべきだと思っております。もちろん国道として竹田街道を処理することには当然でございますけれども、それを最終の姿として考えていいのかどうかという問題はあらうかと思います。ただ、その場合に京都はどういうふうにして入るかといふことは、問題は、新幹線の問題もありますし、どこをどういうふうに町の中に入つていくかといふ問題は、さらに調査いたしました。しかしながら、それはトロバスにするによって、トロバスを購入する費用とか、さらにまたそういうふうな設備の費用が要りますね。そこへ今度は、あの維持費が、トロバスと電車とでは非常に人件費が変わつてしまります。いまですら京都市電は、京都の交通局は赤字で、この間もストライキをやつて大量処分が出たというような状況でござりますが、たゞさなればなりませんから、そういう問題とあわせて、いま申しましたような竹田街道の始末といふものは私どもは考えたい、かようになっております。

○岡本委員 そういたしますと、二十四号線の現在の改良計画といふものは、これは一時的な段階

のものであつて、竹田街道に入つて、竹田街道を北上して京都の市内に入るといふところの現状といたしましては、あらゆる条件を排除しまして、とりあえずおろすということに重点を置いております。予算的にもそういうことで使えるだけ使うという姿勢であります。それから二十四号を立てましても、新しくできる二十四号線は新たな構造といたしましては、あらゆる条件を排除しまして、とりあえずおろすということに重点を置いております。予算的にもそういうことで使えるだけ使うという姿勢であります。それから二十四号を立てましても、新しくできる二十四号線から現在の二十四号線にインクラインで合するといふところまでいま工事が進められております。それをさらに竹田街道に結ぶ、こういうことになつております。その竹田街道に結ぶものは、本年度はどの程度までといふか、用地買収だけでは終わるのか、あるいはまた、さらにそれを進めて、工事にまで四十一年度に入つていくのかどうかといふことが一

点でございます。

○岡本委員 そういたしますと、二十四号線の現在の改良計画といふものは、これは一時的な段階

かの形で補てんなりあるいはそれに対する財政的な措置が講じられるものかどうか。これは道路局長からは事務的なお答えがあるいは困難でもあるかと思いますが、もしそうでございましたら、建設大臣からそいう面についてお答えを願いたいと思います。

○尾之内政府委員 電車は軌道になつておりますから、軌道の道路占用になつておりますたまえかりますと、電車を撤廃するという問題には、道路管理者がそれを補償するということはございません。ですから、占用しているものが撤廃されると、現実には自分で始末するというたまえになつておるわけであります。しかし、その前に、まず撤廃できるかどうかという問題が一つある。それから、撤廃したあと、いまお話ししたようにトロバスにするか——京都はトロバスがどうかといふ問題は残るわけでござりますが、それは自動車専用的なものを別途考へるべきではないか、むしろそのほうの問題が起つてくるのじゃないかと思ひますので、その竹田街道を最終的にどういう姿まで持つていくかといふ問題と近代化というものを並行して、どの程度やるべきかといふことをあわせまして、竹田街道の処理といふものはいくべきだと思っております。もちろん国道として竹田街道を処理することには当然でございますけれども、それを最終の姿として考えていいのかどうかという問題はあらうかと思います。ただ、その場合に京都はどういうふうにして入るかといふことは、問題は、新幹線の問題もありますし、どこをどういうふうに町の中に入つていくかといふ問題は、さらに調査いたしました。しかしながら、それはトロバスにするによって、トロバスを購入する費用とか、さらにまたそういうふうな設備の費用が要りますね。そこへ今度は、あの維持費が、トロバスと電車とでは非常に人件費が変わつてしまります。いまですら京都市電は、京都の交

通局は赤字で、この間もストライキをやつて大量

処分が出たというような状況でござりますが、たゞさなればなりませんから、そういう問題とあわせて、いま申しましたような竹田街道の始末といふものは私どもは考えたい、かようになっております。

○岡本委員 そういたしますと、二十四号線の現在の改良計画といふものは、これは一時的な段階

かの形で補てんなりあるいはそれに対する財政的な措置が講じられるものかどうか。これは道路局長からは事務的なお答えがあるいは困難でもあるかと思いますが、もしそうでございましたら、建設大臣からそいう面についてお答えを願いたいと思います。

○尾之内政府委員 電車は軌道になつておりますから、軌道の道路占用になつておりますたまえかりますと、電車を撤廃するという問題には、道路管理者がそれを補償するということはございません。ですから、占用しているものが撤廃されると、現実には自分で始末するというたまえになつておるわけであります。しかし、その前に、まず撤廃できるかどうかという問題が一つある。それから、撤廃したあと、いまお話ししたようにトロバスにするか——京都はトロバスがどうかといふ問題は残るわけでござりますが、それは自動車専用的なものを別途考へるべきではないか、むしろそのほうの問題が起つてくるのじゃないかと思ひますので、その竹田街道を最終的にどういう姿まで持つていくかといふ問題と近代化というものを並行して、どの程度やるべきかといふことをあわせまして、竹田街道の処理といふものはいくべきだと思っております。もちろん国道として竹田街道を処理することには当然でございますけれども、それを最終の姿として考えていいのかどうかという問題はあらうかと思います。ただ、その場合に京都はどういうふうにして入るかといふことは、問題は、新幹線の問題もありますし、どこをどういうふうに町の中に入つていくかといふ問題は、さらに調査いたしました。しかしながら、それはトロバスにするによって、トロバスを購入する費用とか、さらにまたそういうふうな設備の費用が要りますね。そこへ今度は、あの維持費が、トロバスと電車とでは非常に人件費が変わつてしまります。いまですら京都市電は、京都の交

通局は赤字で、この間もストライキをやつて大量

処分が出たというような状況でござりますが、たゞさなればなりませんから、そういう問題とあわせて、いま申しましたような竹田街道の始末といふものは私どもは考えたい、かようになっております。

○岡本委員 そういたしますと、二十四号線の現在の改良計画といふものは、これは一時的な段階

かの形で補てんなりあるいはそれに対する財政的な措置が講じられるものかどうか。これは道路局長からは事務的なお答えがあるいは困難でもあるかと思いますが、もしそうでございましたら、建設大臣からそいう面についてお答えを願いたいと思います。

○尾之内政府委員 電車は軌道になつておりますから、軌道の道路占用になつておりますたまえかりますと、電車を撤廃するという問題には、道路管理者がそれを補償する

といひましても、大部分が非常に赤字的な性格を持つて経営しておりますから、なかなかそういう事情からできない、あるいはたくさんのそういう従業員を持つておりますから、バスといつてもそぞり代化のためのお金が必要である。そぞりに切りかえられないというような事情から、それを何も遠慮なしにできるかといいますと、なかなめにくいことが多いわけです。そぞりました場合に、国が道路管理者とは一がいに言えないかもしれませんのが、國が何かそぞりいう撤廃をして助成することが必要であるかという問題は今後残ると思います。したがいまして、その問題は今後の検討課題としたしまして、できるだけ話し合いか進めまして、まず撤廃できるという方向に、竹田街道についてもいろいろ京都市当局と私どもは話し合っていかなければならぬ。その上金をどうするかという問題が起ころてくるかと思ひます、いまのままで、なかなか道路側から出ますと、いわゆる制度的に困難である、できなうと申し上げる以外にないと思います。

○岡本委員 道路側から補償措置が講じられない

といふことがありますと、現在西側のほうに自動車の走る部分がございまして、東側半分を路面電車が占領しております。こういふうなことはあ

まりないのです。道路の片側だけを路面電車が走つておるということは、したがつて、いま都市計画としては、現在東側にさらに自動車の走れる部分だけの拡幅をやろうといふ計画がございまして、一部すでに旧練兵場などのときは拡幅されております。ただ、全線にわたつてそれが——ほ

とんどの部分は行なわれておらないといふことでございますが、そういう場合には、もし路面電車の廃止が道路側の負担において困難であるなら、それ

は当然そうされるべきものといふうに理解してよろしくうござりますか。

○尾之内政府委員 常識的にはそうだと思いま

す。国道になれば国道の改良事業としてそれをやるか、あるいは都市計画事業の中で管理者負担金として出すか、やり方はいろいろあるうと思いますが、計画がきまつておる以上、そういう姿にすらいうのがたたまるであろうと思います。ただかなり近代化のためのお金が必要である。そぞりに切られを何も遠慮なしにできるかといいますと、なかなめにくいことが多いわけです。そぞりました場合に、国が道路管理者とは一がいに言えないかもしれませんのが、國が何かそぞりいう撤廃をして助成することが必要であるかという問題は今後残ると思います。したがいまして、その問題は今後の検討課題としたしまして、できるだけ話し合いか進めまして、まず撤廃できるという方向に、竹田街道についてもいろいろ京都市当局と私どもは話し合つていかなければならぬ。その上金をどうするかといふうと申し上げる以外にないと思います。

○岡本委員 いまの都市計画の幅員を確保するのが第一の

筋だと思います。そぞりますと、電車がまん中

に残るというかつこになりますが、なかなかそ

れまでに時間がかかるとすれば、電車を片側を走

らせるることは危険であるので、これに対する何ら

かの対策を講じなければならない。当分の間暫定

的に電車をまん中に持つてくるということはある

いと必要かもしません。そういうような問題が

ござりますので、なお今度の新しい国道という観

点から、それらの問題を十分私どもは検討した

い、かように考えております。

○岡本委員 いまの二十四号線が竹田街道に取

つき、さらにその北上の問題についてはいま局

長からお答えがございましたが、いろいろな問題

を含んでおりますから、一ぺん御検討を願つて、早

急に、今後二十四号線を、応急的であるにせよ、

どういふうに国道一号線に結び付けるかといふ

点についてお願ひして、今国会中に大体の方針を

きめて、委員会でお答え願いたいと思います。

なお、それに関連しまして、私は建設委員に

なつて間もなしに出した意見でござりますが、最

上に行つて行き詰まりになつて北上がかなり困難

である、したがつて竹田の街道に結び付けようと

いる計画の出る前に、私は疎水を利用せよ、こうい

うことを主張して、高山市長なんかに話をいたし

まして、高山市長も一時は乗り気になつておつた

が、それが近畿地建のほうでどうも反対が強かつたために、その結果実を結ばないで今日に至つ

ております。国道二十四号線が最上からインクラインに入るそのダムのところで、すぐそのまま疎水に入ることができます。疎水に入つて、疎水の上をずっとふたをして走るということも可能でござりますが、むしろそれよりも——疎水といづのは御承知のように運河でございます。そして背後には京と大阪の間を淀川を通つて貨物を運んでまいりまして、その運河を船頭が引っぱつて上がつたのですが、そして帰りは櫓でこいでおりたといふ事務むならば、それも一つの方法であります。そしてそのかわり近代化というものはまた考へるといふ方法もあります。しかし、筋としてやはり広げたと同じ幅員が与えられるということです。国道になれば、それも一つの方法であります。そしてそのかわり近代化というものはまだ考へるといふ方法もあります。しかしながら、それは、今まで時間がかかるとすれば、電車を片側を走らせることが必要かもしません。そういうような問題がござりますので、なお今度の新しい国道という観点から、それらの問題を十分私どもは検討した

い、かように考えております。

○岡本委員 いまの二十四号線が竹田街道に取りつき、さらにその北上の問題についてはいま局

長からお答えがございましたが、いろいろな問題

を含んでおりますから、一ぺん御検討を願つて、早

急に、今後二十四号線を、応急的であるにせよ、

どういふうに国道一号線に結び付けるかといふ

点についてお願ひして、今国会中に大体の方針を

きめて、委員会でお答え願いたいと思います。

なお、それに関連しまして、私は建設委員に

なつて間もなしに出した意見でござりますが、最

上に行つて行き詰まりになつて北上がり困難

である、したがつて竹田の街道に結び付けようと

いる計画の出る前に、私は疎水を利用せよ、こうい

うことを主張して、高山市長なんかに話をいたし

まして、高山市長も一時は乗り気になつておつた

が、それが近畿地建のほうでどうも反対が強かつたために、その結果実を結ばないで今日に至つ

て、あわせてその結果をひとつまた委員会でお答え願いたいと思います。

それから、この機会ですから、もう一つお尋ねをいたしておきたいと思いますが、いま国道二十

四号線は大久保付近で非常な混雑でございます。

この間も私木津へまいりますのに六時ごろ大久保付近を通りましたが、約三キロ以上にわたつて自動車がずっと並んでおるんです。大久保から近鉄の電車の停留所にいたしますと、大久保の次は久津川です。その次は寺田でございます。その近鉄の停留所二つ分びっと自動車が詰まつてしまつておるわけです。だから、下水路とするならば、あれだけの大量の水は要らないわけでありますから、下水道の本管を下におおりしまして、その上を道路につくり直しますならば、立体交差でずっと入れるということは、はるかにすみやかに安全に市内に入れるわけでございます。またその幅も現在の二十四号線の市内を走つている部分よりも広いのです。だから、そういう構想を出して、私は早くからそれの実現ができればいいかなとうにふうに考えておつたのでございますが、やはりこれはひととつ検討の対象にしていただるべき段階にきておるのではないか、こういふうに思います。ただ、そこに問題は、閔電の約六千キロワットくらいの発電所がある。その補償に十五億ほど要る、こういふうなことでございます。しかしながら、今日これだけ地価が暴騰いたしましたが、やはりどちらでもけつこうでございますが、お答えを願いたい。

○谷垣政府委員 岡本委員のおつしやるように、あそこの二十四号線、大久保のところで大へん停滞をいたしております。これをどういふうにして打開するか、いまの一號線と二十四号線の間に連絡する車線を入れる方法とか、あるいはそれに類似したいろいろな方法が考えられておる状況でございます。どちらにいたしましても、あの状況は一日も早く解消しなければならぬ、こく同感でございます。

○岡本委員 政務次官もおそらく陳情を受けておられると思います。したがつて、この問題を今国会中にどのように解決するか。今国会中であなたの任期も大体なくなるんじやないかと思います。だから、せめて置きみやげに、谷垣さんの次官時分にこれができたんだということになるように、ひとつ今国会中に解決方法というものを明確にお示し願いたいと思います。

それから、最近次から次へと国道の歩道橋と申しますが、プリッジがつくられております。ところが、あのプリッジは高くて、上がるのも大へんでございますし、またひょろひょろとした細かい歩道橋ができるりますから、見るからに不安定なんですね。だから利用者のほうも何か渡りにくいから、利用度が低い。危険でもやはり道路を歩く、こうしたことになつてまいります。陸橋をああいうふうにつくるくらいなら、むしろ地下道にされたらどうか。あるいはその間一時交通の障害にはなりませんが、しかしながら経費の面とすることを考えていけば、あれだけの陸橋をつくるくらいの費用をかけるなら、地道道にしてもそこ大きな差がないのではないか。地道道であれば、人間が通るだけの高さのものを下へ掘ればいいのでござります。ところが陸橋でありますと、クリアランスを残さなければならぬということで、ものすごく高いものになつております。これは前の安全設備のときにお尋ねすべき性格のものではございましたが、陸橋がどんどんつくられるが、むしろそれは地下道にすべきではないか、私はこのようになりますが、局長はいかがお考えになりますか。

○尾之内政府委員 陸橋でも地下道でも、どちらでも私どもはよろしいわけですが、一般的にいいますと、陸橋のほうがずっと安いのでござります。地道道のほうが高いのでござります。それから、横断歩道橋、横断施設のあるところは大体都市またはその付近でございまして、大体そこには埋設物がございまして、さらにその下を掘らなければならないということで、決して浅い

ものはできない。それから地形によってはやはり水がたまりまして、不深になるおそれがある。もちろん夜おそくなりますと照明も要りますし、夜に示し願いたいと思います。

それから、最近次から次へと国道の歩道橋と申しますが、プリッジがつくられております。ところが、あのプリッジは高くて、上がるのも大へんでございますし、またひょろひょろとした細かい歩道橋ができるますから、見るからに不安定なんですね。だから利用者のほうも何か渡りにくいから、利用度が低い。危険でもやはり道路を歩く、こうしたことになつてまいります。陸橋をああいうふうにつくるくらいなら、むしろ地下道にされたらどうか。あるいはその間一時交通の障害にはなりませんが、しかしながら経費の面とすることを考えていけば、あれだけの陸橋をつくるくらいの費用をかけるなら、地道道にしてもそこ大きな差がないのではないか。地道道であれば、人間が通るだけの高さのものを下へ掘ればいいのでござります。ところが陸橋でありますと、クリア

ランスを残さなければならぬということで、ものすごく高いものになつております。これは前の安全設備のときにお尋ねすべき性格のものではございましたが、陸橋がどんどんつくられるが、むしろそれは地下道にすべきではないか、私はこのようになりますが、局長はいかがお考えになりますか。

○岡本委員 たとえば四車線の幅員のある道路といたしまして、交通量の相当あるところを通るのに、二車線の幅くらいでも立体制交差した自動車が走るためのプリッジをおつくりになつたらいかがか、こういうふうに思ひますね。ゴーストップが至るところにできますと、一たんストップ、また一たんストップということになりますから、むしろ四車線のところは一時ちょっと狹らな

りましても、むしろゴーストップでストップしているぐらいなら、その部分だけ自動車が通るためのプリッジをつくつていてだくというふうなことも一つの方法ではないかと思ひます。今後の道路管理の方法としてひとつお考えを願いたい。

それからもう一つ、京都市内の例でござりますが、たとえば堀川通というようなところ、四条通あるいは丸太町通というような交通量の相当多いところは、道路を二階建てにして、まん中に直行用の高架の道路を路面の中に併設していくべきではないか、こういうふうに思ひますが、局長のお考えはどうでしよう。

○尾之内政府委員 ごらんのように、東京でもいろいろ昭和通なんかやつておりますが、あれは地下が多いわけです。だんだん面積や道路の幅が十

ものでありますところで交通量があえてまいりますすれば、そういうふうになつてまいりると思いますが、あるいは主要な地方道等がきわめて未整理のままでございますが、いなかへ行きますと、京都も幸いにして幅の広い道路がござりますから、そういう余地が残つてゐるということで、むろん夜おそくなりますと照明も要りますし、夜にうような点から陸橋のほうが安全である、いろいろな点で始末がしやすいといふうに考えて、実際にには陸橋が多いわけでございます。しかし、地形によつては地道道のほうがやりやすい、あるいは地道道のほうが最も利用されやすい、地道道でなければできないというところもございますし、それは場所によりまして私どもはどちらでなければならぬということは考えておりません。しかし、どちらかといふと、いま申しましたような理由で、陸橋のほうが多いといふのが事実でござります。

○岡本委員 たとえば四車線の幅員のある道路といたしまして、交通量の相当あるところを通るのに、二車線の幅くらいでも立体制交差した自動車が走るためのプリッジをおつくりになつたらいかがか、こういうふうに思ひますね。ゴーストップが至るところにできますと、一たんストップ、また一たんストップということになりますから、むしろ四車線のところは一時ちょっと狹らな

りましても、むしろゴーストップでストップしているぐらいなら、その部分だけ自動車が通るためのプリッジをつくつていてだくというふうなことも一つの方法ではないかと思ひます。今後の道路管理の方法としてひとつお考えを願いたい。

○下平委員 ちょっと、この国土開発総合自動車道の関係資料を三つ、四つお願いしたいと思います。一つは、今までの五法案が一括してありますね。その予定路線のほかに新規に二千六百キロぐらい追加してあると説明がありますが、それを法案の今までの五千キロの路線と新しくできた二千六百キロの路線と分けて、ひとつ地図で資料をいただきたいと思います。

特に、新たに指定した二千六百キロの路線別の指定事由、経済的な事由とかいろいろな事由があると思いますが、それをやや詳細に説明した資料をいただきたいと思います。これが第二番目。それから第三番目は、これの実施計画をどういふうに考へておるか。実施計画のおおよそのものをいただきたい。

それからもう一つは、実はこの法律、道路をたくさんつくることについては反対ではありません